

高松市自主財源検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の自主財源の充実強化について幅広く検討するため、高松市自主財源検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、本市の自主財源の確保に関する事その他委員会の目的を達成するために必要な事項について検討し、その意見を取りまとめる。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政局税務部納税課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月9日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱による最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、第2条の規定による意見の取りまとめの日限り、その効力を失う。